

(仮称) 十和田市市営住宅北園団地・瀬戸山団地整備事業
特定事業契約の一部変更契約内容の公表について

(仮称) 十和田市市営住宅北園団地・瀬戸山団地整備事業について、特定事業契約の一部変更契約を締結しましたので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 15 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおりその内容を公表します。

令和 6 年 9 月 24 日

十和田市長 小山田 久

【事業期間】

当初 令和 4 年 3 月 22 日から令和 6 年 11 月 30 日まで

変更 令和 4 年 3 月 22 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

(変更理由)

計画変更に伴う再設計に時間を要したことにより、事業期間内の完了が困難となったため